

**精華町における
女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画**

平成28年4月1日

精 華 町

精華町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日
精華町長
精華町議会議長
精華町教育委員会
精華町消防本部消防長

精華町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、精華町長、精華町議会議長、精華町教育委員会、精華町消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

精華町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の目標達成に向け、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行い、その内容を公表することとする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、教育委員会、消防本部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを掲げている。

- ① 平成32年度までに、女性の採用試験の受験者の割合（一般事務職）を、平成27年度の実績の42%から50%以上にする。
- ② 平成32年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成27年度の実績（10%）より100%以上引き上げ、20%以上にする。
- ③ 平成32年度までに、課長補佐・係長職の女性職員の割合を、平成27年度の実績（22%）の約50%増の30%以上にする。
- ④ 平成32年度までに、職員の年次休暇の年間平均取得日数を、平成27年中の実績8.4日より約20%増の10日以上にする。
- ⑤ 平成32年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を10%以上にする。
- ⑥ 平成28年度以降も、男性職員の配偶者の出産、育児参加のための休暇の取得割合100%を継続する。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、議会事務局、教育委員会、消防本部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について重要なものを掲げている。

- ① 平成28年度より、女性の採用試験受験者数を増やすため、近隣女子大学に募集要項等を配布する。
- ② 平成28年度より、女性職員のみを対象とする研修や外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）への派遣を行う。

- ③ 平成29年度より、各種両立支援制度（育児・介護・配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）に関する情報を取りまとめ、職員が事務支援システムで常時閲覧できる状態にする。
- ④ 平成28年度より、男性の育児参画を推進することを目標に掲げ、男性職員の看護休暇の積極的な取得を促す。
- ⑤ 平成28年度以降、毎週水曜日をノー残業デーとして再徹底するとともに、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。

(以上)